

岩手県監査委員告示第30号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第6号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年5月12日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 喜 多 正 敏
岩手県監査委員 吉 田 政 司
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1 監査対象機関名 岩手県一関児童相談所
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成26年11月6日
 - (2) 本監査実施日 平成26年12月16日
- 3 監査結果の公表の日 平成27年2月3日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
児童福祉施設入所負担金の徴収に当たり、調定すべき金額よりも多く調定しているものが3件、31,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。	調定すべき金額より多く調定しているものについては、平成26年6月2日に修正処理を行った。 今後は、債権管理簿に調定誤り、取消等についても記録することにより事務処理の進行管理を徹底し、再発防止に努めることとした。